

## (4) 保険給付を受けられない場合

特別加入前に疾病が発症、または加入前の原因により発症したと認められる場合には、特別加入者としての保険給付を受けられないことがあります。

特別加入者に関する業務上の災害及び二以上の事業の業務を要因とする災害として保険給付の対象となる疾病は、特別加入者としての業務を遂行する過程において、その業務に起因して発症したことが明らかな疾病に限定されます。特別加入前に発症した疾病や特別加入前の事由により発症した疾病に関しては、保険給付の対象となりません。

したがって、加入時健康診断の結果、疾病の症状または障害の程度が、特別加入についての制限を行う必要のない程度であった場合であっても、加入時点における疾病の程度および加入後における有害因子へのばく露濃度、ばく露期間などからみて、加入前の業務に主たる要因があると認められる疾病については、保険給付は行われません。

# 4 業務災害の防止に関する措置

一人親方等の団体をつくる際は、あらかじめ業務災害の防止のための措置や一人親方等が守るべき事項を定めておかなければなりません。これらによって、自主的に業務災害防止に努めていただくこととなります。

特定フリーランス事業に係る特別加入団体においては、特別加入承認後の災害防止措置計画を申請書と併せて提出の上で、特別加入承認後、少なくとも年に1回以上、加入者に対して、災害防止等に関する研修等（双方向の質疑応答を含むオンライン形式を含む。）を実施していただきます。

また、特別加入承認後における災害防止措置計画の実施結果および次年度の災害防止措置計画について、毎年度4月末までに前年度の研修等実施状況（次第、写真等の実施時の実態がわかる資料等）及び当年度の研修等実施計画を報告していただきます。

研修等（双方向の質疑応答を含むオンライン形式を含む。）の実施に当たっては、追って厚生労働省が作成に関与したテキストを厚生労働省のホームページ上で掲載することを予定していますので活用して下さい。